

岩手沿岸南部広域環境組合文書管理規程

平成18年 4月21日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手沿岸南部広域環境組合における文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書管理)

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合の文書管理については、釜石市文書管理規程（昭和61年釜石市訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月21日から施行する。